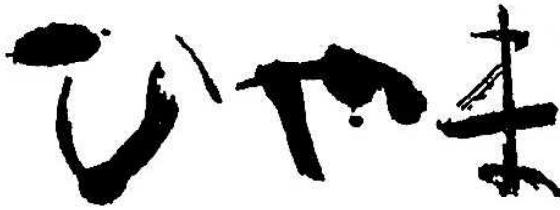


第 5 号

定価一年間 300 円
組合員の購読料は
組合費に含む



發行 檜山教職員組合

〒 043-0056 江差町字陣屋町 86-1
TEL 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 白山尚
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp



オンラインで意見を交わし合う大会代議員と執行役員一全員が参加できることが利点=6月27日

檜山教組2020年次大会

檜山教組は6月27日、延期となっていた2020年度年次大会をオンラインで開催しました。全代議員が参加、実態などを交流しました。方針案と予算案を可決、新執行役員を選出しました。濱口喜久雄・白山千穂代議員が議長を務めました。

Zoomで開催

何が大切か

浮き彫りに

現場交流

コロナウイルスによる緊急事態宣言を受け約3ヶ月というかつてない休校を経験し、通常登校が再開されました。コロナが怖くて行きたくないというお子さん、体育の準備体操の人段階で息が上がってしまうほどに体力が落ち込んでいるなどといった事例をうかがいます。

皆さんの学校の子どもたちは今どう過ごしているでしょうか。マスク着用、消毒、ソーシャルディスタンス、密集・密閉・密接の3密の回避など新しい生活様式でしばらくの間は不自由な生活をしていかなければなりません。



白山尚委員長あいさつ

を確かめながら

ての在り方、仲間の良さなどを確かめ、自身の人格を形成する、その成長発達を支え助けることがもう一つ重要な目的です。学習の遅れを取り戻すためだけに学校が存在しているわけではありません。

職場の中で、子どもたちに何ができるか、今、この時期にしかできない人間的な成長の場をしつかりと保障すること、そんな子ども論と教育論を交わし合い、共有点を広げながらとりくみを進めていくことが重要です。

第3波・4波と同じようなことが起これり得ると予想されます。長い目で見ても、感染症のリスク回避のためにも20人学級の早期実現が必要です。見合う教職員の働き方も早急に改善されなければなりません。議論のなかで確かめ合っていきましょう。

冒頭、白山尚委員長が挨拶、学校の役割に触れ、子どもの成長にとってかけがえのない「今」という時間を大切にしようと訴えました（別項）。養護教員部の押見みゆき部長が、コロナ対応のとりくみについて報告しました（裏面別項）。管内7町の全支部から代議員の参加があり、現場の実情や子どもの様子をリアルに交流しました。その中で、「学校として何が大切な」が浮き彫りになりました。

コロナ禍にあって、学校の教育活動の在り方が交流されました。そのなかで、学校の行動基準を示した「感染レベル」（下表）について周知されていない実態が指摘さ

れました。どのレベルに該当するかは、自治体の衛生部局と相談しながら学校の設置者において判断することとなつており、檜山管内の各町とも現状では(7月3日現在)「レベル1」です。情報共有の大切さが確認されました。

安全対策に苦慮しながら懸念に教育活動に当たる現場の実態と課題が明らかになりました。「密」を回避するために、いくつかの学校では、特別教室やフリースペース、廊下下までも利用しながら場を確保し授業を行っています。全職員総出で分散授業を実施する学校もあり、休みなく働く現場教職員の姿が鮮明に語られました。「臨休中

改善は、緊急必須の課題です。少人数学級化、教職員増など条件が、子どもの生活や学習をめぐる様子も交流され、その成長を支える上で何が大切かという発言が続きました。オンラインゲームによる生活リズムの不安定化やモチベーションの低下傾向などが共通して出されました。その一方で、日々の学校生活を重ねていくなかで、徐々にリズムと意欲を取り戻していく子どもたちの生き生きした姿が語られました。学校が有する機能の意義深さが確かめられました。「コロナが怖い」と言って毎朝泣く子が友だちと触れ合い、共に過ご

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準			
地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのり スクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動 から徐々に実施	リスクの低い活動か ら徐々に実施し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取りこと	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
(2020.6.16. Ver.2)より/文部省

勤務実態調査を公表

道教委

北海道教育委員会は6月、昨年11月に実施した教育職員の時間外勤務等に係る実態調査の結果を公表しました。(以下、小・小学校、中・中学校、高・高校、特・特別支援学校を表す)

「主幹教諭・教諭」の1日当たりの学内勤務時間は、依然として所定内労働時間を大きく上回っています(小10時間、中10時間、高9時間)。道教委は「アクション・プラン」を策定し、働き方改革をすすめると、各町の様子を交流してきましたが、16年前回調査と



比べてわずか19分の縮減にとどまっています。「教材研究・授業準備・指導計画」の時間が大幅に縮減(小20分、中34分、高39分、特34分)。「働き方改革」としての時短圧力が強まるなか、授業に関する本来業務が犠牲になつていてしまうことがあります。17年実施の高教組・道教組の調査では、「大切にしたい業務」について授業とその準備」が83%に

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上限(月の時間外在校等時間45時間内)が規則化されました。導入のための手続きを進めることはありえません。上限を超える割合は、教職員全體で55・3%にものぼります。

「上限遵守」は1年単位の変形労働時間制の導入の前提とされています。導入のための手続きを進めることはありません。持ち帰り業務は、勤務日、勤務不要日とともに、全ての校種で増加。「休憩等」もほとんど取れない実態が浮かび上がりました(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り業務は行わないことが原則」としてきましたが、今年3月の道議会で、持ち帰り業務があることを認め、「それは把握されることになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上限(月の時間外在校等時間45時間内)が規則化されました。導入のための手続きを進めることはありえません。上限を超える割合は、教職員全體で55・3%にものぼります。

「上限遵守」は1年単位の変形労働時間制の導入の前提とされています。導入のための手続きを進めることはありえません。持ち帰り業務は、勤務日、勤務不要日とともに、全ての校種で増加。「休憩等」もほとんど取れない実態が浮かび上がりました(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り

業務は行わないことが原則」と

してきましたが、今年3月の道

議会で、持ち帰り業務があるこ

とを認め、「それは把握されるこ

ことになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上

限(月の時間外在校等時間45

時間内)が規則化されました。

導入のための手続きを

進めることはありえませ

ん。持ち帰り業務は、勤務日、勤

務不要日とともに、全ての校種で

増加。「休憩等」もほとんど取

れない実態が浮かび上がりま

した(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り

業務は行わないことが原則」と

してきましたが、今年3月の道

議会で、持ち帰り業務があるこ

とを認め、「それは把握されるこ

ことになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上

限(月の時間外在校等時間45

時間内)が規則化されました。

導入のための手続きを

進めることはありえませ

ん。持ち帰り業務は、勤務日、勤

務不要日とともに、全ての校種で

増加。「休憩等」もほとんど取

れない実態が浮かび上がりま

した(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り

業務は行わないことが原則」と

してきましたが、今年3月の道

議会で、持ち帰り業務があるこ

とを認め、「それは把握されるこ

ことになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上

限(月の時間外在校等時間45

時間内)が規則化されました。

導入のための手続きを

進めることはありえませ

ん。持ち帰り業務は、勤務日、勤

務不要日とともに、全ての校種で

増加。「休憩等」もほとんど取

れない実態が浮かび上がりま

した(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り

業務は行わないことが原則」と

してきましたが、今年3月の道

議会で、持ち帰り業務があるこ

とを認め、「それは把握されるこ

ことになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上

限(月の時間外在校等時間45

時間内)が規則化されました。

導入のための手続きを

進めることはありえませ

ん。持ち帰り業務は、勤務日、勤

務不要日とともに、全ての校種で

増加。「休憩等」もほとんど取

れない実態が浮かび上がりま

した(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り

業務は行わないことが原則」と

してきましたが、今年3月の道

議会で、持ち帰り業務があるこ

とを認め、「それは把握されるこ

ことになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上

限(月の時間外在校等時間45

時間内)が規則化されました。

導入のための手続きを

進めることはありえませ

ん。持ち帰り業務は、勤務日、勤

務不要日とともに、全ての校種で

増加。「休憩等」もほとんど取

れない実態が浮かび上がりま

した(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り

業務は行わないことが原則」と

してきましたが、今年3月の道

議会で、持ち帰り業務があるこ

とを認め、「それは把握されるこ

ことになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上

限(月の時間外在校等時間45

時間内)が規則化されました。

導入のための手続きを

進めることはありえませ

ん。持ち帰り業務は、勤務日、勤

務不要日とともに、全ての校種で

増加。「休憩等」もほとんど取

れない実態が浮かび上がりま

した(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り

業務は行わないことが原則」と

してきましたが、今年3月の道

議会で、持ち帰り業務があるこ

とを認め、「それは把握されるこ

ことになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上

限(月の時間外在校等時間45

時間内)が規則化されました。

導入のための手続きを

進めることはありえませ

ん。持ち帰り業務は、勤務日、勤

務不要日とともに、全ての校種で

増加。「休憩等」もほとんど取

れない実態が浮かび上がりま

した(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り

業務は行わないことが原則」と

してきましたが、今年3月の道

議会で、持ち帰り業務があるこ

とを認め、「それは把握されるこ

ことになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上

限(月の時間外在校等時間45

時間内)が規則化されました。

導入のための手続きを

進めることはありえませ

ん。持ち帰り業務は、勤務日、勤

務不要日とともに、全ての校種で

増加。「休憩等」もほとんど取

れない実態が浮かび上がりま

した(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り

業務は行わないことが原則」と

してきましたが、今年3月の道

議会で、持ち帰り業務があるこ

とを認め、「それは把握されるこ

ことになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上

限(月の時間外在校等時間45

時間内)が規則化されました。

導入のための手続きを

進めることはありえませ

ん。持ち帰り業務は、勤務日、勤

務不要日とともに、全ての校種で

増加。「休憩等」もほとんど取

れない実態が浮かび上がりま

した(小5分、中5分、高25分、

特16分)。道教委は「持ち帰り

業務は行わないことが原則」と

してきましたが、今年3月の道

議会で、持ち帰り業務があるこ

とを認め、「それは把握されるこ

ことになる」と答弁しています。

のぼります。本来業務に十分な時間が確保できる体制の整備が求められます。

20年4月から「在校時間の上

限(月の時間外在校等時間45

時間内)が規則化されました。

導入のための手続きを

進めることはありえませ

ん。持ち帰り業務は、勤務日、勤

務不要日とともに、全ての校種で

増加。「休憩等」もほとんど取